

益田都市計画変更原案に関する説明会等の開催

市ではこのたび、益田都市計画道路および益田都市計画公園について都市計画変更原案を作成しました。この原案の内容を広く皆さまにお知らせし、意見を伺うため、次のとおり説明会・意見公述会を開催します。

①原案の縦覧

期間：4月3日(月)～17日(月) 8:30～17:15
※閉庁日を除く
場所：市役所分館3階 都市整備課
※原案は、市ホームページにも掲載しています。

②公述の申出

意見公述会での公述を希望される方は、公述意見の要旨、住所、氏名等を記載した「意見申出書」を事前に提出してください。事前の申出がない方は、当日公述することはできません。

※「意見申出書」は、都市整備課に設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

〈申出期間〉

4月3日(月)～17日(月)

〈意見申出書の提出先〉

〒698-8650 常盤町1番1号 益田市役所 都市整備課

③説明会の日時および場所

日時：4月6日(木) 18:30～20:00
場所：市役所本館3階 大会議室

④意見公述会の日時および場所

日時：4月27日(木) 18:30～20:00
場所：市役所本館3階 大会議室

※公述の申出がなかった場合、意見公述会を中止します。中止のお知らせは、市ホームページに掲載します。

■ 公述人の決定

公述の申出が多数のときは、申出をされた方のうちから、内容の類似性を考慮して公述人を決定します。結果は、公述の申出をされた方にそれぞれ通知します。

■ 意見公述会の傍聴

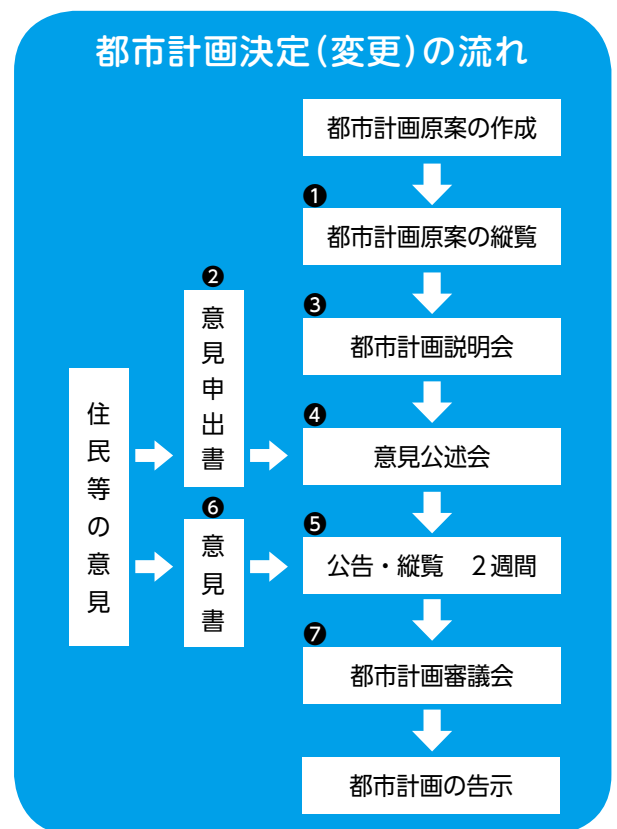
公述会の傍聴を希望される方は、当日直接会場にお越しください。ただし、席に限りがありますので、定員に達した場合は傍聴をお断りすることもあります。あらかじめご了承ください。

■ 説明会・意見公述会後の手続き

⑤公述意見等について検討を行い、都市計画の案を取りまとめ、都市計画法の手続きに従って2週間の縦覧を行います。

⑥住民の方および利害関係人は、縦覧期間中に都市計画の案について意見書を提出することができます。

⑦その後、都市計画審議会での審議を経て、都市計画決定となります。



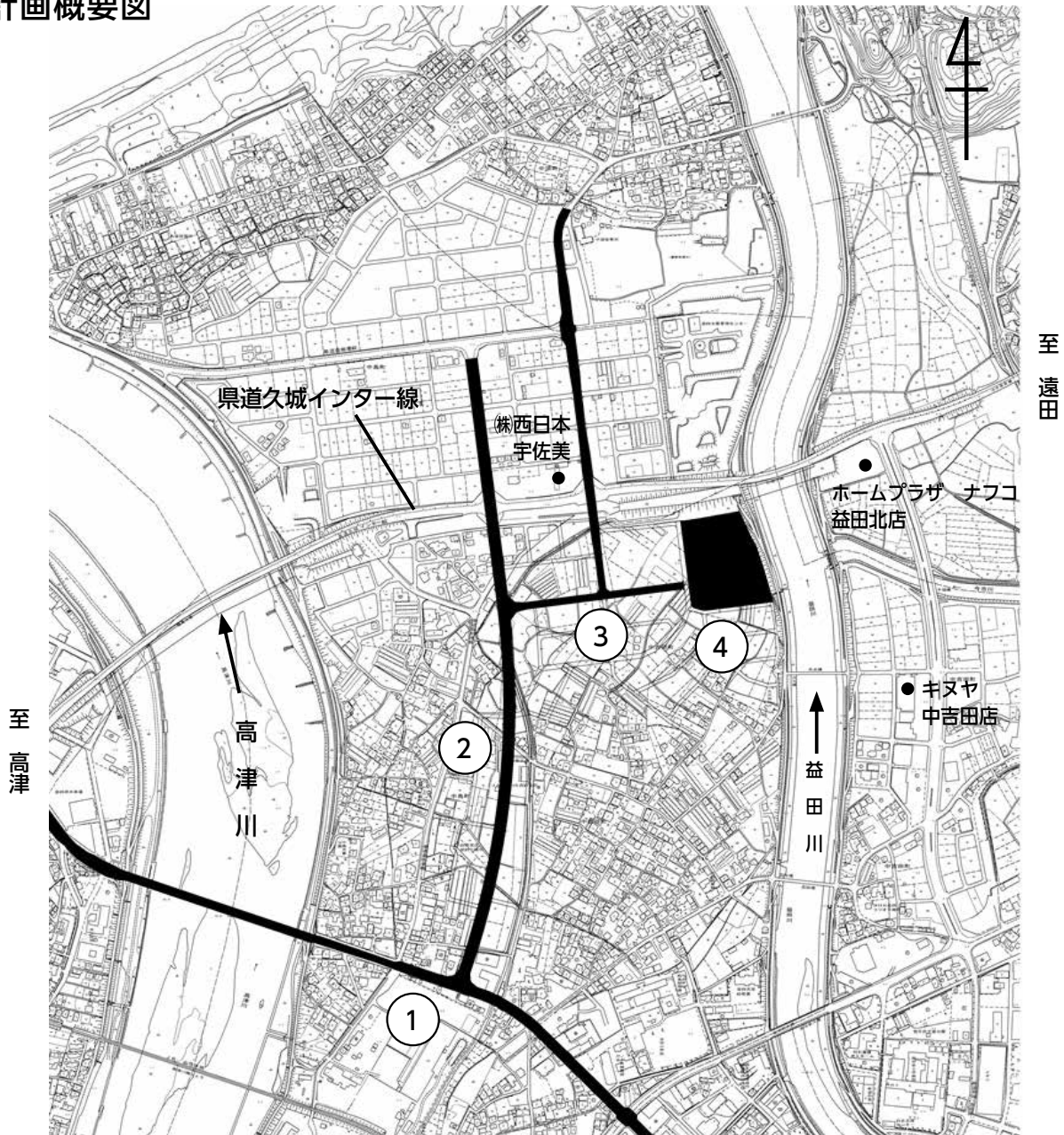
■ 益田都市計画道路の変更案について

- ① 益田下関線 交差点の形状変更により、道路区域を一部変更します。
- ② 中島中央線 新市街地整備にあわせて、一部、道路幅員を見直します。
- ③ 中吉田中須線 新市街地整備にあわせて、道路区域を一部変更します。

■ 益田都市計画公園の変更案について

- ④ 中吉田公園 新市街地整備にあわせて、良好な都市環境の形成、多様な余暇活動を支える場の提供、防災性・安全性の確保等、公共福祉の増進を図る目的で整備するものです。

計画概要図



都市計画道路

①	3・4・2	益田下関線	区域変更
②	3・4・22	中島中央線	幅員変更
③	3・5・24	中吉田中須線	区域変更・幅員変更

都市計画公園

④	3・3・3	中吉田公園	追加 (新設)
---	-------	-------	---------